

納税環境整備に関する研究会（第3回）議事要旨

日 時：令和5年11月9日（木）13:00～13:50

場 所：財務省 国際会議室 / オンライン

出席者：岡村忠生（座長）、石井夏生利、栗原正明、小山民夫、佐藤英明、末吉幹久、瀧圭吾、増井良啓、吉村政穂（敬称略）

議事要旨：

開会挨拶の後、財務省主税局より、「暗号資産等報告枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework）」及び「納税環境整備に関する研究会における主な意見等の整理（案）」について、それぞれ資料1・2に基づき説明が行われ、意見交換等が行われた。メンバーからの主な意見等は以下のとおり。

1. 暗号資産等報告枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework）

- 国内及び相手国の暗号資産取引業者等が報告義務を履行することの実効性に関心がある。
- 全ての情報を自動的に交換するとなると対象となる情報も相当数になると思われるが、他の分野においては、プライバシー・個人情報の観点から、必要のない個人情報の共有は避けようという考え方もある。

2. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進

（1）社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化

- 取引に係る請求書等のデータをやり取りする場を国が提供することで、事業者においてデータの検索性の確保や保存が不要になるといったメリットを感じられるようにすることが考えられる。他方、国がこうした場を構築するのはコストがかかり、すぐには進められないため、電子インボイスを利用し、特定の場に保存すれば、検索性を確保する必要がないとすることも考えられる。こうした場が様々な会計ソフトのベンダー等により提供されるような仕組みを導入すると効率的ではないか。
- 従来は、青色申告のうち正規の簿記の原則に従って記帳を行う場合に、税制上の特典を設けて記帳水準の向上を図るという流れがあった。今後、事業者のデジタル化の推進に伴い正規の簿記の原則に従った記帳が容易となれば、簡易な簿記や白色申告ではなく、正規の簿記の原則に従った記帳が標準となっていくのかに関心がある。
- 国、そして税務当局がデジタル化をリードしていくことが重要である。また、デジタル化による税務調査の頻度の低下や日数の短縮は、納税者にとってメリットとなるのではないか。

(2) 納税者・税務当局間の手続（申告・納付手続等）のデジタル化

- 源泉徴収票が電子提出されることによって、そのデータをマイナポータル連携によって容易に取得できるようになることは利便性向上に資するものであり、こうした方向で取組が進められていくとよい。

(以上)